

行為に係る届出をした者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令（条例第19条第2項）																			
(8) 県自然環境保全地域における行為の中止命令並びに原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令（条例第20条第1項）			○																
(9) 県自然環境保全地域における報告徴収及び立入検査等（条例第21条第1項）			○																
(10) 生態系維持回復事業計画の策定、廃止及び変更（条例第23条第1項及び第4項）			○																
(11) 生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨等の確認及び認定並びに当該生態系維持回復事業に係る変更の確認及び認定（条例第24条第2項、第3項及び第6項）			○																
(12) 生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨等の認定の取消し（条例第25条）			○																
(13) 緑地環境保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第27条第1項及び第3項）			○																
(14) 自然記念物の指定及び指定の解除（条例第28			○																

条)																			
(15) 緑地環境保全地域の区域内における行為及び自然記念物に関する行為に係る行為の中止命令等並びに報告徴収及び立入検査等（条例第30条において読み替えて準用する条例第20条第1項及び第21条第1項）			○																
(16) 自然環境保全協定の締結（条例第31条）			○																
(17) 特別地区内における行為の不許可等及び県自然環境保全地域等の指定等による損失の補償（条例第34条）			○																
(18) (1)から(17)までの事項以外の条例に関すること。								○											

別表第3の10の(6)の表9の項を次のように改める。

9 高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	(1) 自然公園の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第5条第1項及び第6条第1項）			○															
	(2) 公園計画の決定、廃止及び変更（条例第7条第1項及び第8条第1項）			○															
	(3) 公園事業の決定、廃止及び変更（条例第9条第1項及び第3項）			○															
	(4) 公園事業者（条例第10条第3項の認可を受けた者に限る。）に対する			○															

改善命令（条例第11条）																			
(5) 公園事業の執行の認可の取消し（条例第14条第3項）			○																
(6) 公園事業者でなくなった者に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令並びに当該原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の執行（条例第15条第1項及び第2項）			○																
(7) 特別地域の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第20条第1項及び第3項）			○																
(8) 普通地域内の届出を要する行為をしようとする者及びした者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令（条例第22条第2項）			○																
(9) 自然公園内における行為に係る違反者等に対する当該行為の中止命令並びに原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令並びに当該原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の執行（条例第23条第1項及び第2項）			○																
(10) 集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第25条）			○																
(11) 生態系維持回復事業計画の策定、廃止及び変			○																

更（条例第27条第1項及び第4項）																			
(12) 生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨等の確認及び認定並びに当該生態系維持回復事業に係る変更の確認及び認定（条例第28条第2項、第3項及び第6項）			○																
(13) 生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合する旨等の認定の取消し（条例第29条）			○																
(14) 特別地域内における行為の不許可等及び自然公園の指定等による損失の補償（条例第44条第1項及び第2項）			○																
(15) (1)から(14)までの事項以外の条例に関すること。							○												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第54号

高知県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第11条」に、「（第16条―第25条）」を「（第12条―第22条）」に、「第3章の2 風景地保護協定及び公園管理団体（第25条の2―第25条の5）」

第4章 雑則（第26条・第27条）」を

「第4章 生態系維持回復事業（第23条―第27条）」

第5章 風景地保護協定及び公園管理団体（第28条―第31条）」

第6章 雑則（第32条・第33条）」に改める。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、この規則で定めるものを除くほか、条例において使用する用語の例による。

第3条中「に規定する知事が」を「の規則で」に改め、同条第7号中「高知県立自然公園（以下「県立自然公園」という。）」を「自然公園」に、「県立自然公園の」を「自然公園の」に、「第2条第8項の」を「第2条第8項に規定する」に改める。

第4条から第11条までを次のように改める。

（公園事業の執行の同意又は認可）

第4条 条例第10条第2項の同意又は同条第3項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の同意又は認可の申請手続）

第5条 条例第10条第4項第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設の構造（運輸施設にあっては、当該公園施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
- (2) 第3条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあっては、当該公園施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を必要とする場合にあっては、その施行の予定期間

2 条例第10条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては第6号、

第7号及び第9号に掲げる書類を、県以外の地方公共団体が執行する公園事業にあっては第1号、第2号、第6号、第7号及び第10号に掲げる書類を除く。

- (1) 個人にあっては、住民票の写し
 - (2) 法人にあっては、定款、規約その他これらに類する書類及び登記事項証明書
 - (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
 - (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあっては、当該公園施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに当該公園事業の区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
 - (6) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
 - (7) 事業資金を調達することができることを証する書類
 - (8) 工事の施行を必要とする場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
 - (9) 工事の施行を必要とする場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - (10) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - (11) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
- （変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第6条 条例第10条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第10条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名若しくは氏名又は主たる事務所の所在地）
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額
- (5) 前条第1項第2号又は第3号に掲げる事項（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請手続）

第7条 条例第10条第7項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 変更の内容
 - (3) 変更の予定年月日
 - (4) 変更を必要とする理由
 - (5) 工事の施行を必要とする場合にあっては、その施行の予定期間
- 2 条例第10条第8項において準用する同条第5項の規則で定める書類は、第5条第2項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出手続）

第8条 条例第10条第9項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 変更の内容
 - (3) 変更年月日
 - (4) 変更を必要とした理由
- （承継の同意又は承認の申請）

第9条 条例第12条第1項の承継の同意を得ようとする者又は同項の承継の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 合併法人等の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 公園事業者である法人の名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地
- (3) 公園施設の種類
- (4) 合併又は分割をした年月日
- (5) 合併又は分割をした理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併法人等の定款、規約その他これらに類する書類及び登記事項証明書
- (2) 第5条第2項第3号、第4号及び第10号に掲げる書類
- (3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第12条第2項の相続の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

- (1) 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
- (3) 公園施設の種類

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

<p>い。</p> <p>(1) 第5条第2項第1号、第3号、第4号及び第10号に掲げる書類</p> <p>(2) 被相続人との続柄を証する書類</p> <p>(3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類 (公園事業の休廃止の届出手続)</p> <p>第10条 条例第13条の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の1月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 公園施設の種類</p> <p>(3) 休止の場合にあっては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法</p> <p>(4) 廃止の場合にあっては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い</p> <p>2 前項の届出書には、第5条第2項第3号及び第4号に掲げる書類を添付しなければならない。 (同意又は認可の失効の届出手続)</p> <p>第11条 条例第14条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 公園施設の種類</p> <p>(3) 失効年月日</p> <p>(4) 失効した理由</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 第5条第2項第3号及び第4号に掲げる書類</p> <p>(2) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類</p> <p>第12条から第15条までを削る。</p> <p>第16条第1号中「をいう」を「をいう。以下同じ」に改め、同条第2号中「及び」を「及び次号に規定する」に、「努めて」を「、努めて」に、「をいう」を「をいう。第14条において同じ」に改め、同条第3号中「原則として」を「、原則として」に、「をいう」を「をいう。第14条において同じ」に改め、第3章中同条を第12条とする。</p> <p>第17条第1項中「第13条第4項の規定による」を「第20条第4項の」に改め、同項第1号を次のように改める。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）</p>	<p>第17条第1項第7号中「着手」を「行為の着手」に改め、同条第2項第1号中「縮尺5万分の1」を「縮尺25,000分の1」に改め、同条第3項中「条例の規定による」を「条例第20条第4項の」に、「又は受けること」を「、又は受けること」に改め、同項第2号中「自然的、社会経済的な」を「自然的及び社会経済的な」に改め、同条第4項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改め、同条を第13条とする。</p> <p>第18条第1項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号中「又は」を「、又は」に改め、同項第2号イ中「次に掲げる」を「次に掲げるいずれかの」に、「の規定による」を「の規定に基づく」に、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、同項第6号中「計画において」を「計画が定められており、かつ」に改め、同条第2項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「県立自然公園」を「自然公園」に、「従事する者、」を「従事する者その他の者であって、当該申請に係る場所に居住することが必要であると認められるものの住宅若しくは」に改め、「その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者」を削り、「同項の規定による」を「同項の」に、「必要最小限の」を「必要最小限である」に、「以下この項、第4項及び第6項」を「以下この条」に、「増築にあっては、」を「増築にあっては、当該」に改め、同項ただし書中「適合するもの」を「適合するもの（以下この条において「屋根等基準適合既存建築物改築等」という。）」に改め、同条第3項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に改め、同項ただし書中「前項ただし書に規定する行為に該当するもの」を「屋根等基準適合既存建築物改築等」に改め、同条第4項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「建築物をいう。以下同じ」を「建築物をいう。以下この項において同じ」に、「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同項ただし書中「第2項ただし書に規定する行為に該当するもの」を「屋根等基準適合既存建築物改築等」に改め、同項第1号中「に規定する保存緑地」を「の保存緑地」に、「以下この項」を「第4号」に改め、同項第2号中「が10メートル（横浪県立自然公園）を「が10メートル（横浪県立自然公園をいう。以下この条において同じ。）」に、「既存の建築物の高さ」を「当該既存の建築物の高さ」に改め、同項第3号中「既存の建築物の高さ」を「当該既存の建築物の高さ」に改め、同項第4号中「以下」を「以下この条において」に改め、同項第6号中「以下この項」を「第11号」に、「第2条第1項第4号に掲げる」を「第2条第1項第4号に規定する」に、「以下同じ」を「以下この条において同じ」に、「掲げるとおり」を「定めるとおり」に改め、同条第5項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「同項の規定による」を「同項の」に、「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同項ただし</p>	<p>書中「第2項ただし書に規定する行為に該当するもの」を「屋根等基準適合既存建築物改築等」に改め、同項第1号中「に掲げる」を「に規定する」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第2号中「同表中欄及び右欄に掲げる」を「同表の中欄及び右欄に定める」に改め、同条第6項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書中「第2項ただし書に規定する行為に該当するもの」を「屋根等基準適合既存建築物改築等」に改め、同項第1号中「にあっては、」を「にあっては、当該」に改め、同項第2号中「掲げるとおり」を「定めるとおり」に改め、同条第7項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「次のとおり」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第1号中「第1項第2号イ(ア)から(エ)までに掲げる地域であって、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの」を「植生の復元が困難な地域等」に改め、同号イ(オ)中「必要と」を「必要があると」に改め、同項第2号中「前号本文」を「前号」に改め、同号オ中「付帯工作物」を「附帯工作物」に改め、同条第8項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「同項第1号本文」を「同項第1号」に改め、同条第9項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第5号中「前号に規定する」を「前号の」に改め、同項第6号中「保存緑地」を「、保存緑地」に改め、同項第7号イ中「第13条第4項の規定による」を「第20条第4項の」に改め、同条第10項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第9号中「僅少」を「きん少」に改め、同条第25項中「第13条第4項各号」を「第20条第4項各号」に、「に規定する基準のほか、次の」を「の規定の例によるほか、次に掲げる」に改め、同項第1号中「自然的、社会経済的条件」を「自然的及び社会経済的条件」に改め、同項第3号中「第13条第4項の規定による」を「第20条第4項の」に改め、同項を同条第29項とし、同条第24項中「自然的、社会経済的条件」を「自然的及び社会経済的条件」に、「第13条第4項各号」を「第20条第4項各号」に、「当該基準」を「許可基準」に改め、同項を同条第28項とし、同条第23項中「第13条第4項第12号及び第13号」を「第20条第4項第15号又は第16号」に、「次の」を「次の各号の」に改め、同項第1号中「行為」を「行為（条例第20条第4項第15号に掲げる行為に限る。）」を改め、同号ア及び同項第2号中「必要と」を「必要があると」に改め、同項を同条第27項とし、同条第22項中「第13条第4項第11号」を「第20条第4項第14号」に改め、同項を同条第26項とし、同項の前に次の2項を加える。</p> <p>24 条例第20条第4項第11号に掲げる行為に係る許可基準は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 災害復旧のために行われるものであること。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

25 条例第20条第4項第13号に掲げる行為に係る許可基準は、第23項第1号の規定の例によるほか、同条第4項第13号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあっては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

第18条第21項中「第13条第4項第9号及び第10号」を「第20条第4項第10号又は第12号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同号ただし書中「又は当該特別地域における固有の動植物の保存その他固有の風致の維持のために必要と認められる場合」を削り、同項を同条第23項とし、同条第20項中「第13条第4項第8号」を「第20条第4項第9号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「建築物を建築する」を「建築物その他の工作物を設置する」に改め、「その他土地を階段状に造成するため」を削り、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「必要最小限と」を「必要最小限である」とに改め、同号を同項第7号とし、同項第5号ただし書中「必要と」を「必要がある」とに改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加え、同項を同条第22項とする。

(3) 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要があると認められるものを除く。）。

第18条第19項中「第13条第4項第7号」を「第20条第4項第8号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第1号イ中「次に掲げる」を「次のいずれかの」に改め、同項第2号ア及びイ中「必要と」を「必要がある」とに改め、同項を同条第21項とし、同条第18項中「第13条第4項第6号」を「第20条第4項第7号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要があると認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであって第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であって第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

第18条第18項第2号中「廃棄物を集積又は貯蔵する」を「廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。）を集積し、又は貯蔵する」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「自然的、社会経済的条件」を「自然的及び社会経済的条件」に、「必要最小限と」を「必要最小限である」とに改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

第18条第18項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明りように望見されるものでないこと。

第18条第18項第9号及び第10号を削り、同項第11号中「当該行為による土砂の流出の」を「集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、又は流出する」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号中「僅少」を「きん少」に改め、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 当該集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

第18条第18項第13号を削り、同項を同条第20項とし、同条第17項中「第13条第4項第5号」を「第20条第4項第6号」に、「次のいずれか」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第1号ウ中「又は」を「、又は」に改め、同項第2号ア中「必要と」を「必要がある」とに改め、同号エ中「又は」を「、又は」に改め、同項第3号中「案内し」を「案内し、」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第4号中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第19項とし、同条第16項中「第13条第4項第4号」を「第20条第4項第5号」に、「次の」を「第11項第2号の規定の例によるほか、次に掲げる」に改め、同項第1号ア及びイ中「必要と」を「必要がある」とに改め、同項第2号中「であって、野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないもの」を削り、同項第3号中「次に掲げる」を「次のいずれかの」に、「がされている」を「がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われる」に改め、同号ただし書中「第13条第4項の規定による」を「第20条第4項の」に改め、同項を同条第18項とし、同条第15項中「第13条第4項第3号」を「第20条第4項第4号」に、「次の」を「次の各号の」に改め、同項第1号中「第13条第4項の規定による」を「第20条第4項の」に、「その掘採」を「当該掘採」に改め、同号イ中「自然的、社会経済的条件」を「自然的及び社会経済的条件」に、「必要最小限と」を「必要最小限である」とに改め、同項第3号中「第1号、前号」を「前2号」に改め、同項を同条第17項とし、同条第14項中「第13条第4項第3号」を「第20条第4項第4号」に改め、同項を同条第16項とし、同項の前に次の1項を加える。

15 条例第20条第4項第3号に掲げる行為に係る許可基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

第18条第13項中「第13条第4項第2号」を「第20条第4項第2号」に、「次の」を「次の各号の」に改め、同項第4号中「必要

と」を「必要がある」とに改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「次のいずれか」を「次に掲げるとおり」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項の産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

第18条第12項第2号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、同号ア中「必要と」を「必要がある」とに改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加え、同項を同条第13項とする。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル（横浪県立自然公園については、5メートル）以上離れていること。

第18条第11項中「第13条第4項第1号」を「第20条第4項第1号」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 条例第20条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあっては、この限りでない。

(2) 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。

第18条を第14条とする。

第18条の2中「第13条第4項第12号の」を「第20条第4項第15号の規定による」に、「以下」を「以下この条において」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（既着手行為等の届出手続）

第16条 条例第20条第6項から第8項までの規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

(1) 行為者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 行為の種類

(3) 行為の目的

(4) 行為の場所

(5) 行為の施行方法

(6) 行為の完了予定日、完了日又は着手及び完了の予定日

2 前項の届出書には、第13条第2項各号に掲げる図面等を添え

なければならない。ただし、条例第20条第7項の規定による届出の場合にあっては第13条第2項第1号に掲げる図面の添付で足りるものとし、条例第20条第6項又は第8項の規定による届出の場合にあっては当該届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により当該図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図面等の一部を省略することができる。

第19条中「第13条第9項第3号に規定する知事が」を「第20条第9項第4号の規則で」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第17条とする。

- (1) 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 門、生け垣、その高さが3メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が30平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (3) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (4) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある炭がま、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (5) ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- (6) 条例第20条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号（この号及び第97号を除く。）に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- (7) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯（同項に規定する樹林帯をいう。）を除く。）を、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- (8) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- (9) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設又は同条第3項に規定する港湾区域若しくは同条第4項に規定する臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくはは

廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計、積算雪量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

- (10) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イからハまでに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第2号に規定するとう載漁船をいう。）を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (11) 信号機、防護さく、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。
- (12) 文化財保護法第115条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- (13) 高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第35条第1項（同条第37条において準用する場合を含む。）の規定により県史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- (14) 道路の舗装又は道路のこう配の緩和、線形の改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの
- (15) 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。
- (16) 巢箱、給餌台、給水台等を設置すること。
- (17) 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
- (18) 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。
- (19) 宅地内にある木竹を伐採すること。
- (20) 自家用のために木竹を択伐する（塊状択伐を除く。）こと。
- (21) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- (22) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- (23) 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。

- (24) 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- (25) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- (26) 宅地内にある木竹を損傷する（条例第20条第4項第3号の規定により知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）こと。
- (27) 自家用のために木竹を損傷すること。
- (28) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (29) 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (30) 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (31) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- (32) 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (33) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (34) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (35) 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (36) 高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第12条第1項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るもの（同条例第40条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。
- (37) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定に基づき知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- (38) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (39) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- (40) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- (41) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行

<p>うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。</p> <p>(42) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>(43) 宅地内にある土石を採取すること。</p> <p>(44) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉤物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(45) 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から20メートル以上の距離にある地域で、鉤物の掘採のため試すいを行うこと。</p> <p>(46) 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(47) 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(48) 地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(49) 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>(50) 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識若しくは料金表、運送約款その他これらに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>(51) 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。</p> <p>(52) 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(53) 1.5メートル以下の高さで、かつ、10平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(54) 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの</p> <p>(55) 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(56) 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(57) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(58) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p>	<p>(59) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(60) 地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(61) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(62) 港湾法第2条第5項に規定する港湾施設において、荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。</p> <p>(63) 宅地内にある植物で、条例第20条第4項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</p> <p>(64) 高知県希少野生動植物保護条例第12条第1項の規定による知事の許可に係る植物であって、同条例第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るもの（同条例第40条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。</p> <p>(65) 農業を営むために条例第20条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。</p> <p>(66) 森林の整備及び保全を図るために条例第20条第4項第11号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p> <p>(67) 条例第20条第4項第11号の規定により知事が指定する区域以外の地域において、木竹を植栽すること。</p> <p>(68) 宅地内に木竹を植栽すること（条例第20条第4項第11号に掲げる行為に該当するものを除く。次号において同じ。）。</p> <p>(69) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。</p> <p>(70) 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はこれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(71) 高知県希少野生動植物保護条例第12条第1項の規定による知事の許可に係る動物であって、同条例第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るもの（同条例第40条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(72) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(73) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項</p>	<p>の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定に基づき知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はその卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(74) 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はその卵を採取すること。</p> <p>(75) 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(76) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第20条第4項第13号の規定により知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の規定により知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ。）。</p> <p>(77) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。</p> <p>(78) 人の生命、身体又は財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬について次に掲げるもの。</p> <p>ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。</p> <p>イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。</p> <p>(79) 家畜を係留放牧すること（条例第20条第4項第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）。</p> <p>(80) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に規定する便益施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下この号において「園内移動用施設である索道等」という。）又は同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、若しくは水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。）を除く。）。</p> <p>(81) 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為</p> <p>(82) 農業を営むために立ち入ること。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (83) 森林の保護管理のために立ち入ること。
- (84) 林道の整備に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。
- (85) 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林、同法第29条若しくは第30条の2第1項の保安林予定森林、同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第29条若しくは第30条の2第1項の規定による保安施設地区予定森林の管理若しくは同法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく保安林の指定若しくは同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づく保安施設地区の指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づく保安施設事業の実施に当たって必要な事前調査のために立ち入ること。
- (86) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定に基づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。
- (87) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。
- (88) 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために立ち入ること。
- (89) 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たって必要な事前調査、同法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (90) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
- (91) 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- (92) 高知県文化財保護条例第30条第1項に規定する県史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
- (93) 測量法第3条に規定する測量のために立ち入ること。
- (94) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。
- (95) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権

- 利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- (96) 条例第20条第4項第15号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。
- (97) 条例第20条第4項第15号の規定により知事が指定する区域の隣接地において同項の許可を受けた行為又はこの条の各号（この号を除く。）に掲げる行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
- (98) 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
- (99) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。
- (100) 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (101) 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。
- (102) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (103) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定に基づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (104) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (105) 海岸法第3条第1項又は第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (106) 地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (107) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (108) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

- (109) 港則法（昭和23年法律第174号）第2条に規定する港の区域内において、動力船を使用すること。
- (110) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条第1項若しくは第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
- (111) 国又は県以外の地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- (112) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後滞滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、県以外の地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であって、当該催しの開始の日の30日前までに、知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。
- ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間
- イ 風致の維持のために行われる措置の内容
- ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限
- エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨
- (113) 前各号に掲げる行為に付帯する行為
- 第20条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「第15条第1項」を「第22条第1項」に、「着手予定日及び」を「及び着手予定日並びに」に、「届出書」を「届出書を知事に」に改め、同条第2項中「第17条第2項各号」を「第13条第2項各号」に改め、同条第3項中「第15条第1項」を「第22条第1項」に、「行為者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその附近の状況並びに行為の完了予定日」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第18条とする。

<p>(1) 行為者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 行為の目的</p> <p>(3) 行為地及びその付近の状況</p> <p>(4) 行為の完了予定日</p> <p>第21条中「第15条第1項第1号に規定する知事が」を「第22条第1項第1号の規則で」に改め、同条第1号中「海面」を「海域」に改め、同条第2号中「海面の」を「海域の」に改め、同条を第19条とする。</p> <p>第22条の見出し中「土地形状変更」を「土地の形状変更」に改め、同条中「第15条第1項第6号に規定する知事が」を「第22条第1項第6号の規則で」に、「500平方メートル」を「200平方メートル」に、「10メートル」を「5メートル」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。</p> <p>（特別地域内における行為の変更の許可の申請等）</p> <p>第21条 条例第20条第4項の許可を受けた行為又は条例第22条第1項の規定による届出を了した行為を変更しようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書又は届出書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書又は届出書には、変更の趣旨及び理由を記載した書面とともに、第13条第2項及び第3項又は第18条第2項の規定による申請書又は届出書に添えなければならない図面等及び書類（以下この項において「添付図面等」という。）のうち、その変更に係る事項を明らかにしたものを添えなければならない。ただし、条例第20条第4項の許可を受けた行為又は条例第22条第1項の規定による届出を了した行為が軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。</p> <p>第23条中「第15条第7項第3号に規定する知事が」を「第22条第7項第4号の規則で」に改め、同条第1号中「第19条第1号から第11号の4まで、第20号から第27号の2まで、第29号又は第30号」を「第17条第1号から第18号まで、第44号から第52号まで、第80号又は第81号」に改め、同条第4号中「第17条第1項に規定する」を「第17条第1項の」に改め、同条第5号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第6号中「開発のための」を「開発のために行う」に改め、同条第12号中「500平方メートル」を「200平方メートル」に、「10メートル」を「5メートル」に改め、同条第14号中「道又は」を「道又は河川法第3条第1項に規定する」に改め、同条第18号中「第21条第1号」を「第19条第1号」に、「における」を「における当該」に改め、同条を第22条とする。</p> <p>第24条及び第25条を削る。</p> <p>第27条の見出しを「（損失の補償の請求手続）」に改め、同条中「第33条第3項」を「第44条第3項」に、「、補償を請求しよ</p>	<p>うとするものは、次の各号に」を「損失の補償を請求しようとする者は、次に」に改め、同条第1号を次のように改める。</p> <p>(1) 請求者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>第27条第2号中「補償請求」を「請求」に改め、同条第3号中「補償請求額」を「請求額」に改め、同条を第33条とし、同条の前に次の1条を加える。</p> <p>（身分証明書）</p> <p>第32条 条例第16条第2項、第24条第3項、第26条第3項又は第43条第4項に規定する職員の身分を示す証明書は、それぞれ別記第1号様式から別記第4号様式までによるものとする。</p> <p>第26条を削る。</p> <p>第4章を第6章とする。</p> <p>第25条の5各号列記以外の部分を次のように改め、第3章の2中同条を第31条とする。</p> <p>条例第37条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべての要件に適合していなければならない。</p> <p>第25条の4の見出し中「締結」を「締結等」に改め、同条中「第23条（条例第24条）」を「第34条（条例第35条）」に改め、同条を第30条とする。</p> <p>第25条の3中「第21条第1項（条例第24条）」を「第32条第1項（条例第35条）」に、「の公報」を「の公報への登載」に改め、同条を第29条とする。</p> <p>第25条の2中「第20条第3項第3号に規定する」を「第31条第3項第3号の」に改め、同条第2号及び第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第7号中「以下」を「以下この号において」に改め、同条を第28条とする。</p> <p>第3章の2を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。</p> <p>第4章 生態系維持回復事業 （生態系維持回復事業の確認）</p> <p>第23条 国又は県以外の地方公共団体が、条例第28条第2項の確認を受ける場合は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。</p> <p>(1) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 生態系の状況の把握及び監視</p> <p>イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除</p> <p>ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善</p> <p>エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖</p> <p>オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発</p> <p>カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等</p>	<p>（生態系維持回復事業の確認）</p> <p>第24条 国及び地方公共団体以外の者が、条例第28条第3項の確認を受ける場合は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。</p> <p>(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>(2) その行う生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。</p> <p>(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。</p> <p>（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請手続）</p> <p>第25条 条例第28条第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。</p> <p>2 条例第28条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図</p> <p>(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書 （変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）</p> <p>第26条 条例第28条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。</p> <p>（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請手続）</p> <p>第27条 条例第28条第7項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 変更の内容</p> <p>(3) 変更を必要とする理由</p> <p>別記様式を次のように改める。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記
第1号様式（第32条関係）

← 12センチメートル →

写真はり付け箇所	第 号 身分証明書
	所属 職名 氏名 年 月 日生 有効期限 年 月 日
上記の者は、高知県立自然公園条例第16条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。 年 月 日交付	
高知県知事 印	

↑ 8センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

高知県立自然公園条例（抜粋）
（報告徴収及び立入検査）

第16条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対して、同条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(2)～(8) 略

（両罰規定）

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第47条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第2号様式（第32条関係）

← 12センチメートル →

写真はり付け箇所	第 号 身分証明書
	所属 職名 氏名 年 月 日生 有効期限 年 月 日
上記の者は、高知県立自然公園条例第24条第2項の規定による立入検査等の権限を有する者であることを証明します。 年 月 日交付	
高知県知事 印	

↑ 8センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

高知県立自然公園条例（抜粋）
（報告徴収及び立入検査等）

第24条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第20条第4項の規定による許可を受けた者又は第22条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第20条第4項、第22条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第20条第4項各号若しくは第22条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第24条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第24条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(6)～(8) 略

（両罰規定）

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第47条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第3号様式（第32条関係）

← 12センチメートル →

写真はり付け箇所	身分証明書	第 号
	所属 職名 氏名	
	年 月 日生	
	有効期限 年 月 日	
上記の者は、高知県立自然公園条例第26条第2項の規定による行為の規制をする職員であることを証明します。 年 月 日交付 高知県知事 印		

↑ 8センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

高知県立自然公園条例（抜粋）
（利用のための規制）

第26条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。

2 知事は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者がいるときは、その職員に、その行為をやめるべきことを指示させることができる。

3 前項の規定による行為の規制をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1)～(5) 略
- (6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに、第26条第1項第1号に掲げる行為をした者
- (7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第26条第2項の規定による行為の規制をする職員の指示に従わないで、みだりに、同条第1項第2号に掲げる行為をした者
- (8) 略

（両罰規定）

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第47条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第4号様式（第32条関係）

← 12センチメートル →

写真はり付け箇所	身分証明書	第 号
	所属 職名 氏名	
	年 月 日生	
	有効期限 年 月 日	
上記の者は、高知県立自然公園条例第43条第1項の規定による行為をする職員であることを証明します。 年 月 日交付 高知県知事 印		

↑ 8センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

高知県立自然公園条例（抜粋）
（実地調査）

第43条 知事は、自然公園の指定等、公園計画の決定等又は公園事業の決定等若しくは執行に関し実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

- 2 知事は、その職員に、前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の居所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の規定による行為をする職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。
- 4 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1)～(7) 略
- (8) 第43条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

（両罰規定）

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第47条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則 (施行期日)	
1	この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)
2	この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県立自然公園条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている認可の申請書並びにその添付書類及び図面は、この規則の施行後は、この規則による改正後の高知県立自然公園条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定に基づいて、新規則の規定により提出されている同意又は認可の申請書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。
3	この規則の施行前における認可並びに当該認可に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出(管理又は経営の方法の変更の届出を除く。)については、なお従前の例による。
4	この規則の施行の際現に旧規則第5条第3項の規定により申請しなければならないこととされている供用開始の期日の延期の承認申請書については、なお従前の例による。
5	この規則の施行の際現に旧規則第6条の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営方法の変更については、なお従前の例による。
6	この規則の施行前に高知県立自然公園条例の一部を改正する条例(平成22年高知県条例第31号。以下「改正条例」という。)による改正前の高知県立自然公園条例(以下「旧条例」という。)第9条第2項の規定による認可を受けた旧規則第3条第7号に掲げる施設については、改正条例による改正後の高知県立自然公園条例(以下「新条例」という。)第10条第4項第5号に掲げる事項に係る変更について同意又は認可の申請書の提出を要しない。
7	新条例第10条第9項の規定は、改正条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。
8	この規則の施行前に旧規則第7条第1項の規定により承認の申請がされた場合における承認及び当該承認に係る施設の供用開始については、なお従前の例による。
9	この規則の施行前に旧規則第7条第1項の規定によりされた承認は、新条例第10条第6項の規定によりされた同意又は認可とみなす。
10	この規則の施行前に旧規則第8条の規定によりされた承認の申請は、新条例第13条の規定によりされた届出とみなす。
11	この規則の施行前に旧規則第9条第1項の規定により承認の申請がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の認可その他の処分の申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。
12	この規則の施行前に発生した事項につき旧規則第11条第1項の規定により届け出なければならないこととされている事項の

届出については、なお従前の例による。
13 この規則の施行前に旧規則第5条第1項(旧規則第7条第2項において準用する場合を含む。)、第7条第1項、第8条若しくは第12条第3項の規定又は旧規則第12条第1項若しくは第13条の規定による命令に違反した行為(附則第3項又は第8項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為を含む。)を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。
14 この規則の施行前に旧条例第9条第2項の規定による認可を受けた者(この規則の施行後に附則第3項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。)についての新条例第14条第3項の規定の適用については、旧規則第10条の規定により付された条件(この規則の施行後に附則第3項、第8項又は第11項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。)は、新条例第10条第10項の規定により付された条件とみなす。
15 公園事業の執行の認可を受けた者(以下この項において「公園事業者」という。)がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合(譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。)における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。
16 新規則第14条の規定は、この規則の施行後にされる新条例第20条第4項の許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた旧条例第13条第4項の許可の申請については、なお従前の例による。
17 新規則第17条の規定は、この規則の施行後に特別地域内において着手される行為について適用し、この規則の施行前に特別地域内において着手された行為については、なお従前の例による。
18 新規則第20条及び第22条の規定は、この規則の施行後に普通地域内において着手される行為について適用し、この規則の施行前に普通地域内において着手された行為については、なお従前の例による。
19 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月29日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県規則第55号

##### 高知県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

高知県自然環境保全条例施行規則(昭和49年高知県規則第29号)の一部を次のように改正する。  
第12条を削る。

|                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第11条中「第20条」を「第16条」に改め、同条を第12条とする。                                                                                                                                    |
| 第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。                                                                                                                                             |
| 第8条第1項中「前条の規定により」を「前条第2項の規定に基づき」に、「きこうとする」を「聴こうとする」に改め、同条を第9条とする。                                                                                                    |
| 第7条を第8条とする。                                                                                                                                                          |
| 第6条中「きこうとする」を「聴こうとする」に改め、同条を第7条とする。                                                                                                                                  |
| 第5条を第6条とする。                                                                                                                                                          |
| 第4条第1項中「第18条第6項」を「第14条第6項」に、「第19条第4項」を「第15条第4項」に、「きこうとする」を「聴こうとする」に、「きく」を「聴く」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改め、同条を第5条とする。                                                |
| 第3条第1項中「第18条第4項」を「第14条第4項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「第19条第4項」を「第15条第4項」に、「第18条第4項」を「第14条第4項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条を第4条とする。                                               |
| 第2条の見出し中「条例第18条第1項第5号の規則で定める」を「県自然環境保全地域として指定することができる」に改め、同条中「第18条第1項第5号」を「第14条第1項第5号」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。<br>(定義)                                           |
| <b>第2条</b> この規則において使用する用語の意義は、この規則で定めるものを除くほか、条例において使用する用語の例による。                                                                                                     |
| 第13条第1項中「第21条第4項の規定による許可の申請は、次の各号に」を「第17条第4項の許可を受けようとする者は、次に」に、「提出して行うものとする」を「知事に提出しなければならない」に改め、同項第1号を次のように改める。<br>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地) |
| 第13条第1項第5号中「その附近」を「その付近」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号及び第4号中「その附近」を「その付近」に改める。                                                                                      |
| 第14条中「第21条第6項」を「第17条第6項」に、「別表第1の」を「別表第1に定める」に改める。                                                                                                                    |
| 第15条中「第21条第10項第2号」を「第17条第10項第3号」に、「別表第2の」を「別表第2に定める」に改める。                                                                                                            |
| 第16条中「第21条第10項第3号」を「第17条第10項第4号」に、「別表第3の」を「別表第3に定める」に改める。                                                                                                            |
| 第17条中「第22条第3項第4号」を「第18条第3項第5号」に、「別表第2の」を「別表第2に定める」に改める。                                                                                                              |
| 第18条中「第22条第3項第5号」を「第18条第3項第6号」に、「別表第4の」を「別表第4に定める」に改める。                                                                                                              |
| 第19条第1項中「第22条第3項第6号の規定による許可の申                                                                                                                                        |

請」を「第18条第3項第7号の許可」に改め、同条第2項中「の規定による許可」を「において読み替えて準用する第13条第1項」に改める。

第20条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「第23条第1項」を「第19条第1項」に、「、着手予定日及び」を「及び着手予定日並びに」に、「届出書を」を「届出書を知事に」に改め、同条第3項中「第23条第1項」を「第19条第1項」に、「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に、「主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地」に、「その附近」を「その付近」に改める。

第21条の見出し中「において」を「における」に改め、同条中「第23条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に、「掲げる工作物」を「掲げる建築物その他の工作物（以下単に「工作物」という。）」に改める。

第22条中「第23条第6項第3号」を「第19条第6項第4号」に、「別表第2の」を「別表第2に定める」に改める。

第23条中「第23条第6項第4号」を「第19条第6項第5号」に、「別表第5の」を「別表第5に定める」に改める。

第24条中「第24条第2項に規定する」を「第20条第2項の規定に基づき」に、「第21条第4項若しくは第22条第3項」を「第17条第4項若しくは第18条第3項」に、「第21条第5項（条例第22条第4項）を「第17条第5項（条例第18条第4項）に、「附せられた」を「付された」に、「第23条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第30条第1号中「第24条第3項の規定による」を「第20条第3項に規定する」に改め、同条第2号中「第25条第2項の規定による」を「第21条第2項に規定する」に改め、同条第3号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条を第35条とする。

第29条中「第24条第2項の規定により」を「第20条第2項の規定に基づき」に、「行わせる職員の」を「職員に行わせる」に改め、同条を第34条とする。

第28条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「別表第5に掲げる」を「別表第5に定める」に改め、同条を第33条とする。

第27条中「別表第2の」を「別表第2に定める」に改め、同条を第32条とする。

第26条を第31条とする。

第25条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条第1項中「、着手予定日及び」を「及び着手予定日並びに」に、「届出書を」を「届出書を知事に」に改め、同条第3項中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に、「主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名」を「その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地」に、「その附近」を「その付近」に改め、同条を第30条とし、第24条の次に次の5条を加える。

（生態系維持回復事業の確認）

**第25条** 国又は県以外の地方公共団体が、条例第24条第2項の確認を受ける場合は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

（1） その行う生態系維持回復事業が県自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

（2） その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

（生態系維持回復事業の認定）

**第26条** 国及び地方公共団体以外の者が、条例第24条第3項の認定を受ける場合は、次の各号に掲げるすべての要件に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

（1） その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 法又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

（2） その行う生態系維持回復事業が県自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

（3） その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

（生態系維持回復事業の確認又は認定の申請手続）

**第27条** 条例第24条第4項第4号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

2 条例第24条第5項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

（1） 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図

（2） 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更）

**第28条** 条例第24条第6項ただし書の規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

（生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請手続）

**第29条** 条例第24条第7項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1） 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職

名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

（2） 変更の内容

（3） 変更を必要とする理由

別表第1から別表第3までを次のように改める。

**別表第1**（第14条関係）

## 1 工作物を新築することに係る基準

- (1) 仮設の工作物（(3)に掲げるものを除く。）の場合
- ア 当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- イ 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (2) 地下に設ける工作物（(3)に掲げるものを除く。）の場合
- 当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (3) 次に掲げる工作物の場合
- 当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ア 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備
- イ 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設
- ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設
- エ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設
- オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- カ 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）
- キ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設
- ク 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第2号に規定するとう載漁船をいう。）を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。別表第3の1の(6)において同じ。）の構造の改善に関する事業に係る施設
- ケ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条第1項の沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設
- コ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設
- サ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道（12及び別表第3の10を除き、以下「道路」という。）であって、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの
- シ 道路を管理するための建築物
- ス 鉄道、軌道又は索道
- セ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに附帯する建築物を含む。）
- ソ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設
- タ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設
- チ 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
- ツ 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物
- テ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第5項に規定する航空保安施設

- ト 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- ナ 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）
- ニ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）
- ヌ 教育又は試験研究を行うための工作物
- ネ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設
- ノ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水道
- ハ 送水管、ガス管その他これらに類する工作物
- ヒ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建築物又は旧宗教法人令（昭和20年勅令第719号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
- フ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
- ヘ 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）
- ホ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
- マ 高知県文化財保護条例（昭和36年高知県条例第1号）第4条第1項の規定に基づき指定された県保護有形文化財又は同条例第30条第1項の規定に基づき指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
- ミ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
- ム アからオまで、キからコまで、ス又はソからハマまでに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
- メ 条例第17条第4項の許可を受けた行為（条例第22条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物
- (4) (1)から(3)までに掲げる建築物以外の建築物（以下この(4)において「普通建築物」という。）の場合
- ア 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
- (ア) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地
- (イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地
- (ウ) 現に存する建築物の敷地である土地
- (エ) (ア)又は(イ)の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）
- イ 当該普通建築物の高さが、10メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、当該従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。



- (ア) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合  
 (イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合  
 (ウ) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合  
 ウ 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、200平方メートル（当該新築がイの(ウ)の場合であって、従前の普通建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるときは、当該従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築がアの(ア)又は(イ)の土地において行われる場合にあっては、この限りでない。  
 エ 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 (5) (1)から(3)までに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）の場合  
 ア 当該工作物の高さが、10メートルを超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートルを超えないこと。  
 イ 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 2 工作物を改築することに係る基準  
 (1) 仮設の工作物（(3)に掲げるものを除く。）の場合  
 ア 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。  
 イ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 (2) 地下に設ける工作物（(3)に掲げるものを除く。）の場合  
 当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 (3) 1の(3)に掲げる工作物の場合  
 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 (4) (1)から(3)までに掲げる建築物以外の建築物（以下この(4)において「普通建築物」という。）の場合  
 ア 当該改築後の普通建築物の高さが、10メートル（改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、当該改築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。  
 イ 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 (5) (1)から(3)までに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）の場合  
 ア 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。  
 イ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 工作物を増築することに係る基準  
 (1) 仮設の工作物（(3)に掲げるものを除く。）の場合  
 ア 当該増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。  
 イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 (2) 地下に設ける工作物（(3)に掲げるものを除く。）の場合

- 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (3) 1の(3)に掲げる工作物の場合  
 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げる建築物以外の建築物（以下この(4)において「普通建築物」という。）の場合  
 ア 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル（増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、当該増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。  
 イ 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。  
 (ア) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地  
 (イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際に新築の工事中の建築物の敷地であった土地  
 ウ 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (5) (1)から(3)までに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）の場合  
 ア 当該増築後の工作物の高さが、10メートル（増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、当該増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、当該増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。  
 イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更することに係る基準  
 当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 (1) 土地を開墾すること。  
 (2) 工作物でない道又は河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。  
 (3) 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。  
 (4) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。  
 (5) 養浜のために土地の形質を変更すること。  
 (6) 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。
- 5 鉱物を掘採し、又は土石を採取することに係る基準  
 当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 (1) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の区域内において、土石を採取すること。  
 (2) 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。  
 (3) 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。



- (4) 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を探採し、又は土石を採取すること。
- (5) 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 6 水面を埋め立て、又は干拓することに係る基準  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 7 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせることに係る基準  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 8 木竹を伐採することに係る基準  
当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 9 条例第17条第4項第7号の規定により知事が指定する区域内において、木竹を損傷することに係る基準  
当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 10 条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号に規定により知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことに係る基準  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 11 条例第17条第4項第9号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）に係る基準  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 12 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち条例第17条第4項第10号の規定により知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることに係る基準  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- 13 条例第17条第4項第11号の規則で定める行為に係る基準  
次に掲げる行為については、1から12までの規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (1) 災害の防止のために必要やむを得ない行為  
(2) 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為

**別表第2**（第15条、第17条、第22条、第32条関係）

- 1 砂防法第1条に規定する砂防設備を改築し、又は増築すること。
- 2 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設を改築し、又は増築すること。
- 3 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設を改築し、又は増築すること。
- 4 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯（同項に規定する樹林帯をいう。）を除く。）を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであって河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの
- 5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 6 道路を改築し、又は増築すること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
- 7 港湾法第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設であって、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がされているもの又は条例第22条第1項後段の規定による協議を了して設置されたものを改築し、又は増築すること。
- 8 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
- 9 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定に基づき知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
- 10 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 11 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 12 1から11までに掲げる行為に附帯する行為

**別表第3**（第16条、第33条関係）

- 1 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの
- (1) 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。
  - (2) 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。
  - (3) 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
  - (4) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第17条第4項の許可を受けて設置されたもの（条例第22条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築すること。
  - (5) 漁港漁場整備法第34条第1項に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。
  - (6) 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
  - (7) 海洋水産資源開発促進法第7条第1項の沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設を改築し、又は増築すること。
  - (8) 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。
  - (9) 信号機、防護さく、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築することを含む。）。
  - (10) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。
  - (11) 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。
  - (12) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。
  - (13) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること。
  - (14) 船舶又は積荷の急迫した危険を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
  - (15) 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。
  - (16) 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項の陸標を改築し、又は増築すること。
  - (17) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）を改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが20メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を除く。）。
  - (18) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設を改築し、又は増築すること。
  - (19) 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに

- 類する工作物を道路に埋設すること。
- (20) 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。
  - (21) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台を改築し、又は増築すること。
  - (22) 建築物の存する敷地内において、次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（アからウまで又はクに掲げる工作物の改築又は増築にあっては、改築又は増築後においてアからウまで又はクに掲げるものとなる場合における当該改築又は増築に限る。）。
    - ア 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎
    - イ 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの
    - ウ 当該建築物の高さを超えない高さの物干場
    - エ 旗ざおその他これに類するもの
    - オ 門、塀、給水設備又は消火設備
    - カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備
    - キ 地下に設ける工作物（建築物を除く。）
    - ク 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）
  - (23) 条例第17条第4項の許可を受けた行為（条例第22条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は1から12までに掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）を、当該行為に係る工事敷地内において新築し、改築し、又は増築すること。
  - (24) 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。
- 2 建築物の存する敷地内において、土地の形質を変更すること。
- 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであって次に掲げるもの
- (1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - (2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。
  - (3) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
  - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ、知事に届け出たもの（国立又は公立の大学（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。別表第4の3の(2)において同じ。）にあっては、知事に通知したものに限る。））。
- 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
- (1) 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - (2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
  - (3) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 5 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
- (1) 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。
  - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐する（単木択伐に限る。）こと。
  - (3) 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。
  - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
  - (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。

- (6) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。
- 6 建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
- 7 条例第17条第4項第7号の規定により知事が指定する区域内において、木竹を損傷することであって次に掲げるもの
- (1) 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
  - (2) 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
  - (3) 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
  - (5) 病虫害の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - (6) 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - (7) 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - (8) 高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第12条第1項の規定による知事の許可に係る木竹であって、同条例第2条第2項に規定する県指定希少野生動植物に係るものを損傷すること。
  - (9) 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - (10) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
  - (11) 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
  - (12) 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 8 条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであって次に掲げるもの
- 森林の整備及び保全を図るために条例第17条第4項第8号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の規定により知事が指定する区域内において行うものに限る。）。
- 9 条例第17条第4項第9号の規定により知事が指定する区域内において、当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であって次に掲げるもの
- (1) 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第17条第4項第9号の規定により知事が指定するものに限る。以下この9において同じ。）を放つこと（同号の規定により知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この9において同じ。）。
  - (2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
  - (3) 人の生命、身体又は財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬について次に掲げるもの
- ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
  - イ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- 10 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち条例第17条第4項第10号の規定により

- 知事が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであって次に掲げるもの
- (1) 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (2) 海岸法第3条第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (3) 地すべり等防止法第3条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域の管理又は同項の規定に基づく地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (4) 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定に基づく河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定に基づく河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (6) 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (7) 土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
  - (8) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第1項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第20条第1項若しくは第2項の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条第1項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
  - (9) 国又は地方公共団体の試験研究機関が、試験研究のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること（あらかじめ、知事に通知したものに限る。）。
- 11 1から10までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林の区域又は同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為又は森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1号に掲げる事業若しくは工事を実施する行為
  - (2) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項の保護水面の管理計画に基づいて行う行為
  - (3) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為（次に掲げるものを除く。）
- ア 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。）。
  - イ 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。）。
  - ウ 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
  - エ 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
  - オ 水面を埋め立て、又は干拓すること。



- カ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。
- (4) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為
- (5) 学校教育法第83条の大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為
- (6) 文化財保護法第27条第1項の規定に基づき指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定に基づき指定され、若しくは同法第110条第1項の規定に基づき仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）
- (7) 高知県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき指定された県保護有形文化財又は同条例第30条第1項の規定に基づき指定された県史跡名勝天然記念物の保存のための行為（建築物の新築を除く。）
- (8) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に規定する便益施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下この(8)において「園内移動用施設である索道等」という。）又は同法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、若しくは水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。）を除く。）。
- (9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (10) 工作物の修繕のための行為
- 12 1から11までに掲げる行為に附帯する行為又は条例第17条第4項第1号から第5号までに掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定に基づき指定された保安林の区域若しくは同法第41条第1項若しくは第3項の規定に基づき指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第17条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

別表第4の1中「別表第3の1、5の(2)から(5)まで又は8の(1)から(7)まで、(9)若しくは(10)」を「別表第3の1、5の(2)から(5)まで又は11の(1)から(7)まで、(9)若しくは(10)」に、「同表の1又は8の(3)」を「同表の1又は11の(3)」に改め、同表の2中「第21条第3項」を「第17条第3項」に改め、同表の3の(2)中「届け出たもの」を「届け出たもの（国立又は公立の大学にあっては、知事に通知したのもの）」に改める。

別表第5中「第28条」を「第33条」に改め、同表の1の(2)中「道」を「道路」に改め、同表の1の(4)中「4メートル以下の」を「4メートル以下の河川法第3条第1項に規定する」に、「幅員が4メートルを」を「、幅員が4メートルを」に、「における」を「における当該」に改め、同表の1の(5)中「第23条第1項」を「第19条第1項」に、「第30条において準用する条例第26条第2項」を「第22条第2項」に、「第23条第2項」を「第19条第2項」に、「この表の1から6まで」を「1から7まで」に、「第21条第1号」を「第21条各号」に、「同号」を「、同条各号」に、「における」を「における当該」に、「新築し」を「、新築し」に改め、同表の2の(2)中「第21条第1号」を「第21条各号」に、「同号」を「、同条各号」に、「における」を「における当該」に、「土地の形質」を「、土地の形質」に改め、同表の6の(1)中「第17条第1項に規定する」を「第17条第1項の」に改め、同表の6の(2)のア及びイ中「における」を「における当該」に改め、同表の6の(4)中「別表第3の8の(4)から(10)まで」を「別表第3の11の(4)から(10)まで」に、「同表の8の(6)」を「同表の11の(6)又は(7)」に改め、同表の7中「付帯する」を「附帯する」に改める。

別記様式を次のように改める。



**別記**  
**第1号様式**（第35条関係）

← 12センチメートル →

|          |                                            |     |
|----------|--------------------------------------------|-----|
| 写真はり付け箇所 | 第 号<br>身分証明書                               | 第 号 |
|          | 所属<br>職名<br>氏名<br><br>年 月 日生<br>有効期限 年 月 日 |     |

↑ 8センチメートル ↓

上記の者は、高知県自然環境保全条例第20条（同条例第30条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく中止命令等を行う権限を有する者であることを証明します。

年 月 日交付

高知県知事 印

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

**高知県自然環境保全条例**（抜粋）  
（中止命令等）

**第20条** 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第17条第4項若しくは第18条第3項の規定若しくは第17条第5項（第18条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付された条件に違反した者、前条第1項の規定による届出をせず同項各号に掲げる行為をした者又は同条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 知事は、規則で定めるところにより、その職員に、前項の規定による権限の一部を行わせることができる。

3 前項の規定により中止命令等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
（準用）

**第30条** 第20条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為及び自然記念物に関する行為に対する中止命令等について、第21条の規定は当該区域内における行為及び自然記念物に関する行為に係る報告徴収及び立入検査等について、第22条第2項の規定は当該区域内における行為及び自然記念物に関する行為であって国等が行うものについて、それぞれ準用する。（後略）

**第37条** 第20条（第30条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
（両罰規定）

**第41条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第2号様式**（第35条関係）

← 12センチメートル →

|          |                                            |     |
|----------|--------------------------------------------|-----|
| 写真はり付け箇所 | 第 号<br>身分証明書                               | 第 号 |
|          | 所属<br>職名<br>氏名<br><br>年 月 日生<br>有効期限 年 月 日 |     |

↑ 8センチメートル ↓

上記の者は、高知県自然環境保全条例第21条第1項（同条例第30条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による立入検査等の権限を有する者であることを証明します。

年 月 日交付

高知県知事 印

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

**高知県自然環境保全条例**（抜粋）  
（報告徴収及び立入検査等）

**第21条** 知事は、県自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第17条第4項若しくは第18条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第19条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、県自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第17条第4項各号、第18条第3項本文若しくは第19条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
（準用）

**第30条** 第20条の規定は緑地環境保全地域の区域内における行為及び自然記念物に関する行為に対する中止命令等について、第21条の規定は当該区域内における行為及び自然記念物に関する行為に係る報告徴収及び立入検査等について、第22条第2項の規定は当該区域内における行為及び自然記念物に関する行為であって国等が行うものについて、それぞれ準用する。（後略）

**第40条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
（1）（2）略  
（3）第21条第1項（第30条において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
（4）略  
（両罰規定）

**第41条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**第3号様式**（第35条関係）

← 12センチメートル →

|                                                   |                      |
|---------------------------------------------------|----------------------|
| 写真はり付け箇所                                          | 第 号<br>身分証明書         |
|                                                   | 所属<br>職名<br>氏名       |
|                                                   | 年 月 日生<br>有効期限 年 月 日 |
| 上記の者は、高知県自然環境保全条例第33条第1項の規定による行為をする職員であることを証明します。 |                      |
| 年 月 日交付                                           |                      |
| 高知県知事 <span style="float: right;">印</span>        |                      |

↑ 8センチメートル ↓

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

**高知県自然環境保全条例**（抜粋）  
 （実地調査）

**第33条** 知事は、県自然環境保全地域等の指定若しくはその区域の拡張、自然記念物の指定、県自然環境保全地域に関する保全計画の決定若しくは変更又は県自然環境保全地域に関する保全事業の執行に関し実地調査のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、他の法令に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による行為をする職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

**第40条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。  
 (1)～(3) 略  
 (4) 第33条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者  
 （罰則規定）

**第41条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。